

分野別情報

第39回農薬専門調査会幹事会議事概要

■第39回農薬専門調査会幹事会■

日時:平成20年6月3日(火) 14:00~17:00

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

1)急性参照用量の設定について

・急性参照用量(ARfD)に関するこれまでの経緯及び他省の動きについて報告された。海外の設定状況等を参考にしながら、ARfDの設定について幹事会で検討していくこととなった。

2)1-ナフタレン酢酸

・審議の結果、0.15mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

3)アセタミプリド

・審議の結果、0.071mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

また、参考情報としてARfDを示すこととし、その値としては0.1mg/kg体重/日が妥当と判断された。

4)トリフロキシストロビン

・審議の結果、0.05mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

5)フルアジナム

・審議の結果、0.01mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

6)フルセトスルフロン

・審議の結果、0.041mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

7)マンジプロパミド

・審議の結果、0.05mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

8)「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づく報告について

・平成19年9月から12月までに厚生労働省から報告を受けた農薬13剤の推定摂取量の一日摂取許容量(ADI)比について報告された。

9)その他

・第44回農薬専門調査会において座長に一任された「農薬専門調査会の運営体制に関する事項」及び「各部会において審議する農薬の指定について」の一部改正について報告された。

<参考>

1)急性参照用量(ARfD)とは、24時間又はそれより短時間の経口摂取により、ヒトの健康に悪影響を示さないと推定される量の事です。

2)植物成長調整剤で、みかん、りんご等への新規農薬登録申請がされています。

3)殺虫剤で、かんきつ、はくさい、茶等に使用します。

4)殺菌剤で、りんご、茶等に使用し、なしへの適用拡大申請がされており、加えて、ライ麦、大豆等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

5)殺菌剤で、小麦、ばれいしょ等に使用し、らっきょう、食用ゆり等への適用拡大申請がされています。

2)~5)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

6)除草剤で、水稻への新規農薬登録申請がされています。

7)殺菌剤で、ばれいしょ、大豆、ぶどう等への新規農薬登録申請がされています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー